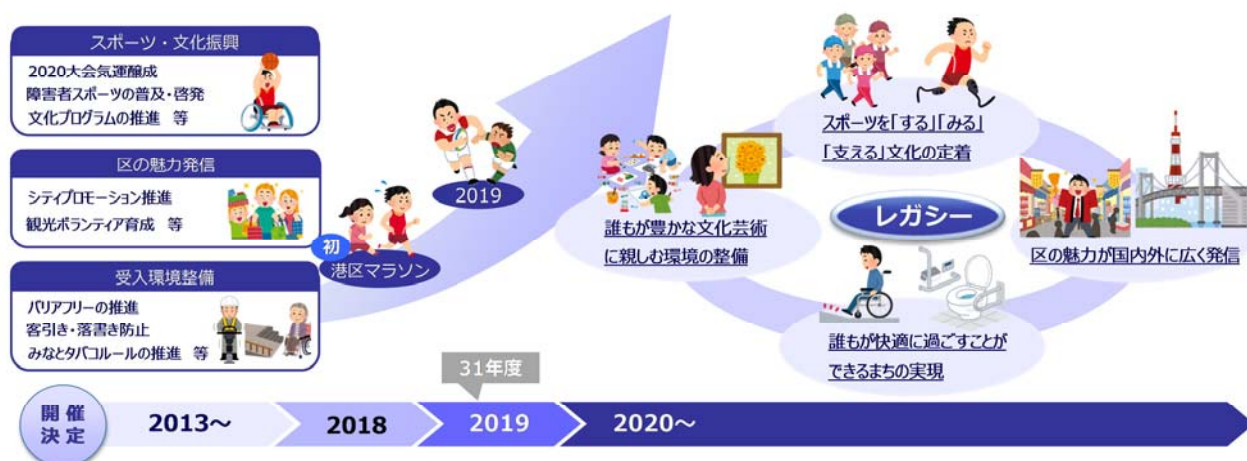


予算のトピックス

- 1 東京 2020 大会を見据えた取組の推進
- 2 I C Tの活用と働きやすい職場づくりの推進
- 3 （仮称）港区子ども家庭総合支援センターの整備
- 4 予算編成過程の公開
- 5 森林環境譲与税の使い道
- 6 消費税率引上げによる社会保障の充実
- 7 不合理な税制改正
- 8 港区版ふるさと納税制度

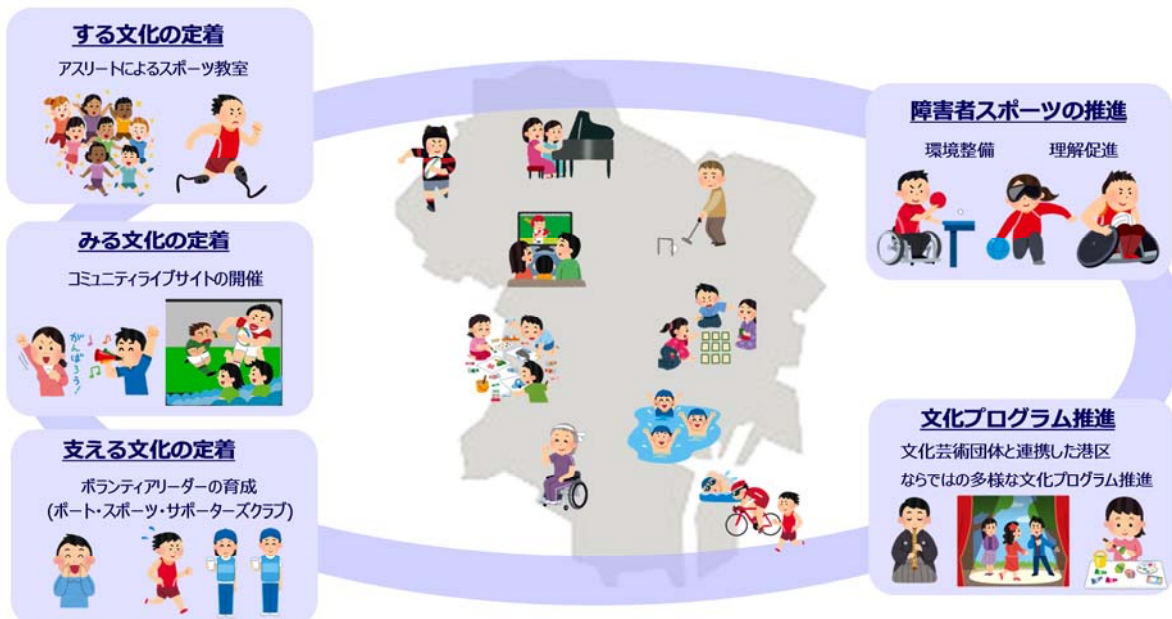
1 東京 2020 大会を見据えた取組の推進

東京 2020 大会の開催を最大の好機と捉え、スポーツ振興や文化芸術振興をはじめ、まちの安全・安心の向上、バリアフリー化や観光施策など幅広い分野におけるハード・ソフトの様々な取組を推進し、あらゆる世代の区民の心に残る確かなレガシーを創出します。



スポーツを「する」「みる」「支える」文化の定着と誰もが文化芸術に親しむ環境の整備

- ラグビーワールドカップ 2019 のパブリックビューイングや競技体験を複合的に楽しめるコミュニティライブサイト、ちいばすらッピング、東京 2020 大会に向けた企業等との連携によるイベントやボランティアリーダーの育成など、スポーツを「する」「みる」「支える」文化の定着に向けた様々な事業を展開します。
- 文化芸術団体等と連携した港区ならではの文化プログラムを一層推進し、誰もが文化芸術を鑑賞・参加・創造できる機会を創出します。



観光振興と区の魅力の発信

- SNSを活用した港区観光大使による情報発信やラグビーワールドカップ2019開催期間中の観光ボランティアガイドの集中展開など様々な観光振興施策に加え、新たに安全・安心に夜のまちを楽しむためのイベントを開催するなど、港区ならではの魅力を広く発信します。



誰もが快適に過ごすことができるまちの実現

- 地域の実情に応じたバリアフリー化、クールスポット設置や道路の遮熱性舗装などの都市部特有の暑さ対策を推進します。
- 区民等への落書き消去支援の強化や落書き対策防犯カメラの無償貸与の新規実施など、落書きのないまちづくりを推進します。
- 六本木地区における早朝の巡回指導の実施や新橋地区の指導体制強化など、客引きの根絶に向けた取組を強化します。
- 巡回指導強化や指定喫煙場所の整備など、みなとタバコルールを推進します。



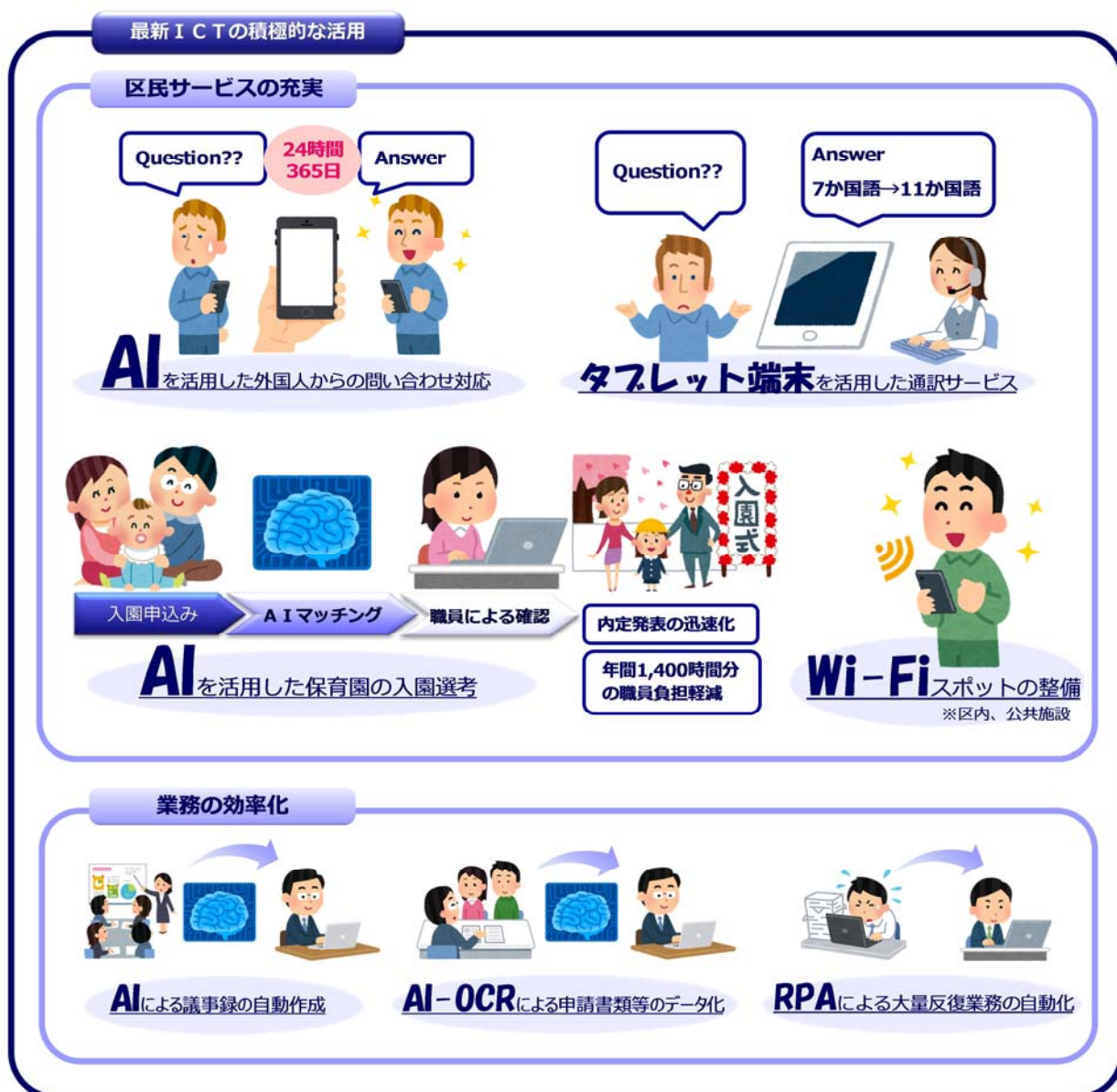
2 ICTの活用と働きやすい職場づくりの推進

これまで以上に質の高い区民サービスを提供するため、A I（人工知能）やR P A（コンピュータによる業務の自動化）などの最新のI C T（情報通信技術）を積極的に活用するとともに、ワークスタイル改革や教職員の働き方改革などの働きやすい職場づくりを一層推進します。

● 最新I C Tの積極的な活用

A Iを活用した保育園の入園選考や外国人からの問い合わせ対応、タブレット端末を活用した通訳サービスなど、I C Tを積極的に活用し質の高い区民サービスを提供します。

また、A I－O C R（A Iを組み込んだ、手書き・印刷文字をコンピュータ上で文字化する技術）で読み込んだ手書きの申請書類の情報をR P Aでシステムに自動入力するなど、業務の効率化を推進します。



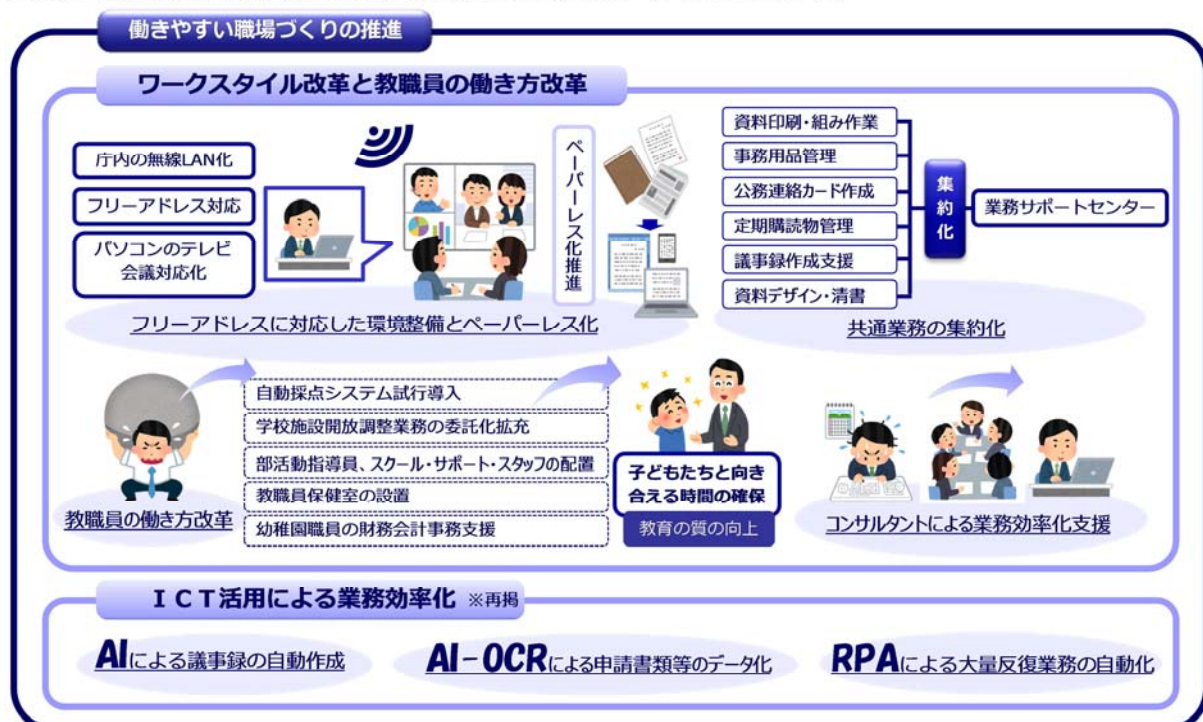
● みなとワークスタイル宣言と働きやすい職場づくりの取組

区では、平成 29 年 7 月 1 日に「みなとワークスタイル宣言」を行い、全庁を挙げて働きやすい職場づくりの推進に取り組んでいます。



● ワークスタイル改革と教職員の働き方改革

平成 31 年度は、個人の座席を定めず柔軟かつ効率的に業務を進めることのできるフリーアドレスに対応した執務環境を整備し職員のワークスタイルを改革します。また、自動採点システムの試行導入など教職員の働き方改革を一層推進します。



3 （仮称）港区子ども家庭総合支援センターの整備

（仮称）港区子ども家庭総合支援センターの平成 33 年 4 月開設に向け、新築工事を実施します。また、施設についてより理解を深めていただくための区民向け講演会や関係機関に向けた専門的な勉強会を開催するほか、児童相談所運営計画の策定などに取り組みます。

● 施設整備の目的

平成 28 年の児童福祉法改正により、特別区においても児童相談所を設置できることとなりました。区は、多様な文化や人との出会い、交流、学習の場として子育てを応援するとともに、子どもと家庭を支援する機能と児童相談所の専門機能とを一体化させ、迅速、丁寧な相談支援を総合的に行うため、子ども家庭支援センター、児童相談所、母子生活支援施設の複合施設である（仮称）港区子ども家庭総合支援センターを開設します。区は、関係機関と連携し、開設に向けて準備を進めていきます。

<各施設の役割>

子ども家庭支援センター	児童相談所	母子生活支援施設
子育て中の人が集う子育て支援の拠点です。 ・親子で遊べる子育てひろばの設置 ・子育てをテーマにした多様なイベントや講座の開催 ・子育てを支援する人のネットワークづくりの支援 子どもと家庭に関する相談に幅広く対応します。 ・相談員、保健師、臨床心理士、子育てコーディネーター等による子育て相談 ・ひとり親支援、女性の就労、離婚、DV被害者相談等、様々な家庭問題の相談	子どもに関するあらゆる相談（児童虐待、非行、自立支援、障害児の育成など）に、専門的な知識や援助、技術を活用して対応します。 ・児童福祉司、児童心理司、保健師、医師、弁護士などの専門家による対応 ・一時的に親と暮らせない子どもを安全に保護する一時保護所を併設 ・療育手帳等の判定を実施 ・里親、乳児院、児童養護施設等への児童の措置と支援 ・特別養子縁組	様々な事情から養育が困難となった母子家庭が入所し、安定した生活と自立を支援するための施設です。 ・専門支援員による日常生活支援 ・緊急一時保護（DV被害者等） ・自立後の母子への相談支援 母子の問題を解決し、地域での新しい生活に向けて支援します。 ・親と子が一緒に問題を乗り越えるための生活の場の提供 ・より良い親子関係を築いていくための専門相談

<施設の外觀図（予定）>



整備地・施設規模

<地名地番>
港区南青山五丁目 285 番

<敷地面積>
約 3,200 m²

<高さ>
地上 4 階建て（約 15m）

<建物延べ面積>
約 5,400 m²

4 予算編成過程の公開

区は、より透明性の高い区政運営を実現するとともに、「参画と協働」を一層推進するため、平成 31 年度当初予算から編成過程を公開しています。

● 平成 31 年度当初予算要求から予算案決定までの経過

平成 31 年度当初予算案の規模は、一般会計 1,416 億円、特別会計 468 億円であり、総額は 1,883 億円となりました。当初要求からの経過は以下のとおりです。

(単位：億円、%)

区分	平成31年度		平成30年度 当初予算額	当初予算額対前年度比較	
	当初予算案	当初要求額		増減額	増減率
一般会計	1,416	1,601	1,389	27	1.9
特別会計	468	470	456	12	2.6
国民健康保険事業会計	243	246	242	1	0.3
後期高齢者医療会計	55	54	54	2	3.2
介護保険会計	169	169	160	10	6.0
計	1,883	2,071	1,844	39	2.1

《一般会計》

一般会計において、歳出予算要求額が 1,601 億円であるのに対し、歳入予算見込み額が 1,361 億円と、歳出と歳入の差額は 240 億円となっていました。

この差額を解消し、各事業をより効果的、効率的に実施するため、事業の必要性、緊急性、経費の妥当性等を精査するとともに、国、東京都の補助金や基金など歳入の確保を積極的に進め、平成 31 年度当初予算案をまとめました。

歳入では、歳入の根幹を成す特別区税において、人口増加や雇用・所得環境の改善に伴い、特別区民税が前年度比 33 億円の増、国、東京都の補助金が市街地再開発や私立認可保育園誘致などにより 27 億円の増となるなど、前年度比 27 億円増の 1,416 億円となりました。

歳出では、民生費において、元麻布保育園や青山保育園の整備などにより前年度比 24 億円の増、土木費において、市街地再開発の増などにより 32 億円の増、教育費において、新教育センターや（仮称）芝浦第二小学校の整備などにより 19 億円の増となりました。

(単位：億円、%)

区分	平成31年度		平成30年度 当初予算額	当初予算額対前年度比較	
	当初予算案	当初要求額		増減額	増減率
歳入	1,416	1,361	1,389	27	1.9
歳出	1,416	1,601	1,389	27	1.9
差額（歳入-歳出）	0	△ 240			

5 森林環境譲与税の使い道

区は、地球温暖化防止のため、豊かな森林を有する自治体と連携し、「みなと区民の森」の整備や「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度（みなとモデル制度）」の創設など、これまで様々な国産木材活用の取組を進めてきました。

平成 31 年度から、新たに国から配分される森林環境譲与税は、区市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に使われます。

区では、平成 31 年度については、レベルアップ事業の「みなとモデル森林整備促進」に充当し、国産木材の更なる活用を図ります。

なお、財源となる森林環境税は、国民一人ひとりが等しく負担を分かち合って森林を支える仕組みの国税として、個人住民税均等割に年額 1,000 円を上乗せする形で、平成 36 年度から賦課・徴収を行う予定です。

平成 31 年度の歳入予算と取組概要

・歳入予算額 900 万円 ※森林環境税の賦課・徴収は平成 36 年度から

(単位：千円)

事業名	取 組	概 要	予算額	財源内訳		
				特定 財源	一般財源	
					森林環境 譲与税	その他
み な と モ デ ル 森 林 整 備 促 進	みなとモデル 制度の運用全 般	みなとモデル制度を適切に運用するため、建築主からの届出や相談、区と協定を締結した自治体（協定自治体）や協定自治体から産出された木材（協定木材）製品事業者に関する業務全般に対応します。	12,566	31	1,591	10,944
	みなとモデル 制度の審査	協定木材の建築物等への使用量に応じて二酸化炭素固定量を認証するため、必要な審査を実施します。	4,360	11	552	3,797
	木質化アドバ イザーの設置	平成 31 年度、協定木材の更なる活用促進を図るため、木質化アドバイザーを設置し、建築主等に対し、内外装で木材を活用した木質化事例を紹介したり、協定木材製品を提案して使用を促すなど、建築物等の木質化を積極的に働きかけます。	4,469	11	4,458	0
	テナント店舗 等木質化モデ ル創出事業	多くの人が利用するテナント店舗等の木質化を図り、モデルとするため、内外装や家具に協定木材を使用した際に経費の一部を助成します。	15,153	38	1,918	13,197
	木材活用に向 けた P R 等	木材活用の促進を図るため、木材製品展示会の開催や木質化事例集の作成等を行います。	3,805	9	481	3,315
合 計			40,353	100	9,000	31,253

＜参考＞国産木材の活用に関するその他の取組

みなと森と水会議	木材を使った親子向けワークショップ、林産地の自治体の見学会や区と協定を締結した自治体が国産木材の活用について議論する「みなと森と水サミット」を開催します。
みなと区民の森づくり	あきる野市から借り受けた森林を「みなと区民の森」として整備し、間伐材を区有施設で活用するほか、区民を対象に区民の森での間伐・植樹体験等の環境学習を実施します。
みなと木育プロジェクト	区立小・中学校の児童・生徒の木に対する親しみや森林の役割への理解を深めるための教育プログラムを実施します。
区有施設における木材活用	「港区公共建築物等における協定木材利用推進方針」に基づき、区有施設の整備時に内外装や家具等に協定木材を積極的に活用します。

6 消費税率引上げによる社会保障の充実

平成 26 年の地方税法改正を踏まえ、消費税率引上げ分（5→8％）の地方消費税収については、全て消費税法第 1 条第 2 項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策）に要する経費に活用します。

平成 31 年 10 月から消費税率が 10％に引き上げられる予定で、これにより区の歳入である地方消費税交付金は増収になりますが、区の歳入額に影響が現れるのは 32 年度以降と見込んでいます。

32 年度以降は、使途として国から示されている、教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等に充当していく予定です。

平成 31 年度予算における地方消費税率引上げ分（5→8％）の歳入予算と使途

・歳入予算額 17 億 1,763 万円

（地方消費税交付金 113 億 3,000 万円のうち税率引上げ分）

<平成 31 年度の使途（消費税 5→8％分）>

（単位：千円）

対象分野			対象事業（具体的な事業の例示）	予算額	財源内訳		
					特定財源	一般財源	
						地方消費税 交付金 引上げ分	その他
社会福祉	障害者福祉事業	介護給付・訓練等給付、 移動支援事業	3,500,712	2,396,788	797,862	5,734,085	
	高齢者福祉事業	地域包括ケアシステム推進事業、 認知症予防・支援事業	263,772	18,906			
	児童福祉事業	学童クラブ、港区保育室事業	4,908,229	800,053			
	生活保護扶助事業	生活保護、 生活困窮者自立支援事業	4,650,244	3,575,263			
	小 計		13,322,957	6,791,010			
社会保険	国民健康保険事業	国民健康保険事業会計繰出金	2,501,992	926,806	572,314	5,762,610	
	後期高齢者医療事業	後期高齢者医療会計繰出金	2,128,096	200,421			
	介護保険事業	介護保険会計繰出金	2,861,159	29,096			
	小 計		7,491,247	1,156,323			
保健衛生	病院事業	休日診療	68,358	0	347,454	2,494,847	
	疾病予防対策事業	予防接種、各種がん検診	2,875,935	177,605			
	健康増進対策事業	健康増進センター運営、健康教育	83,488	7,875			
	小 計		3,027,781	185,480			
合 計			23,841,985	8,132,813	1,717,630	13,991,542	

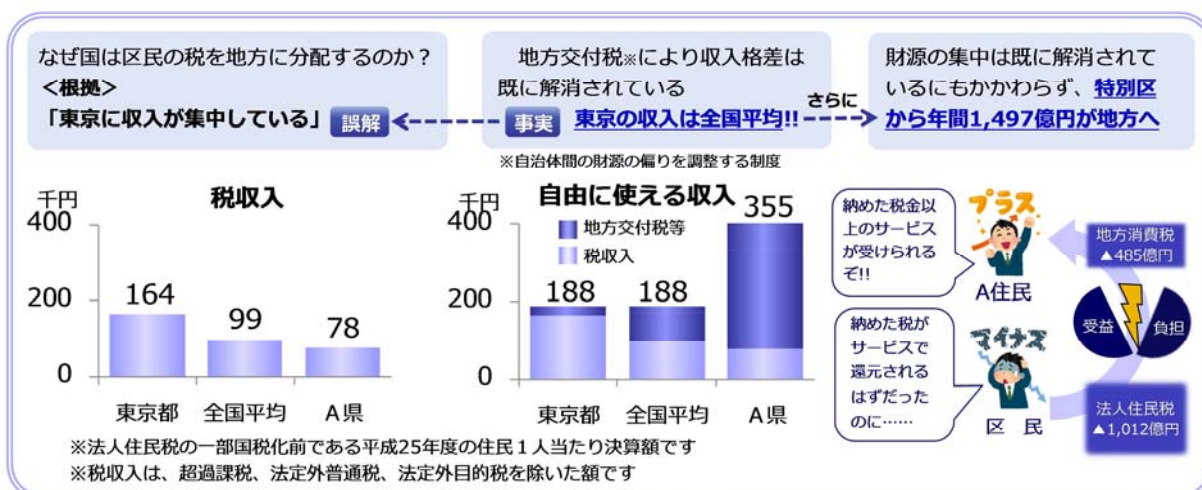
7 不合理な税制改正

特別区全体で年間 1,497 億円もの税金が、不合理な税制改正により、区民に還元されることなく地方に分配されることとなります。

今必要なことは、税財源の奪い合いにより自治体間に不要な対立を生むような制度ではなく、各地域を支える地方税財源全体の充実強化を図り、日本全体が持続可能な発展をめざすことです。

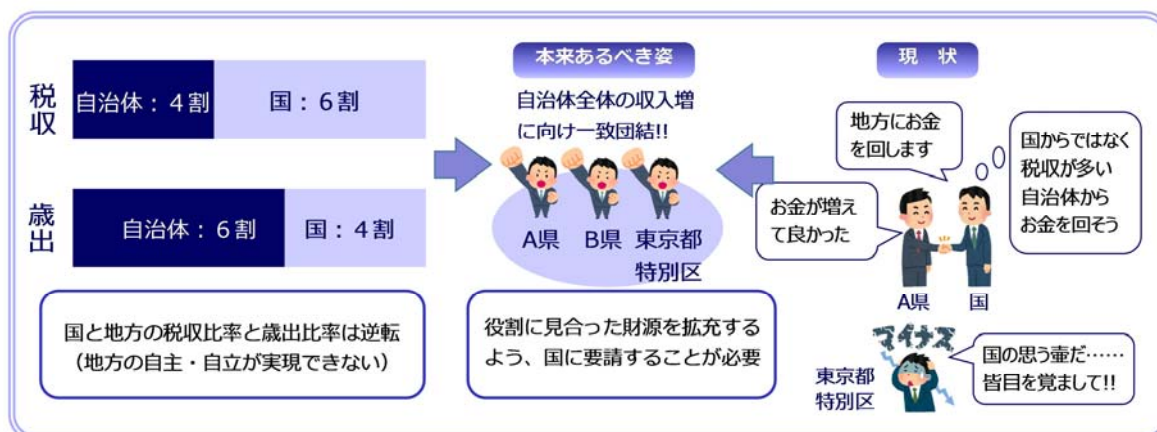
● 不合理な税制改正

都市と地方の収入の格差は、地方交付税等により、実際には解消されているにもかかわらず、都市と地方の収入に格差があるとして、法人住民税の一部国税化と地方への再分配、地方消費税の清算基準見直しなど、国は不合理な税制改正を断行しました。その結果、特別区全体で年間 1,497 億円もの、本来区民に還元されるべき行政サービスの税財源が地方に分配されることとなります。



● 地方の役割に見合った税財源の確保

真の地方自治に向けて必要なことは、自治体間での税財源の奪い合いではなく、国から地方自治体への税源移譲を進め、地方の役割に見合った税財源を確保していくことです。



8 港区版ふるさと納税制度

ふるさと納税は、寄付を通じてふるさとへ貢献する仕組みです。港区版のふるさと納税は、「納税者が自ら寄付先を選択し、地域を応援する」というふるさと納税制度本来の趣旨を踏まえ、返礼品によらず、寄付者自身が寄付の使い道を選択し、区の実施を応援する制度としています。ふるさと納税を通じて、活力あふれる地域共生社会の基盤づくりを推進します。

● 港区版ふるさと納税制度

- 区は、区民や区民以外の方々に、区を応援し、区政に関心を持っていただくため、寄付の使い道を明確にした「港区版ふるさと納税制度」を平成 30 年度から開始し、窓口やインターネットにより寄付を募っています。

平成31年度寄付募集事業 ※寄付額は全て30年12月末時点

○ 台場の水質改善に向けた取組を推進する  30年度寄付額: 24万円	○ MINATOシティハーフマラソンを盛り上げる  30年度寄付額: 118万円	○ 運河に架かる橋のライトアップで水辺の魅力を向上する  30年度寄付額: 7万円	○ すべての子どもに居場所と学びの環境を整える  31年1月募集開始
---	--	--	--

※その他「区政全般を応援」に202万円の寄付が寄せられています。

● ふるさと納税制度と港区への影響額

- ふるさと納税制度は、納税者が寄付する自治体を選ぶことができる制度です。自ら選ぶことにより、その使われ方を考えるきっかけとなったり、応援したい地域の力になることができるなど意義のある制度です。一方で、寄付した住民のみが税負担の軽減と返礼品という恩恵を受け、寄付をしない住民は流出した税収分の行政サービスを受けることができないという不公平が生じる側面もあります。
- 港区では、平成 30 年度は 32 億円、**31 年度には 43 億の減収**となる見込みであり、区財政に与える影響は大変大きくなっています。

ふるさと納税制度による税額控除(減収)額の推移

